

市民協働課資料

【議題（1）日進市自治基本条例に規定する委任条例について＜諮問事項1＞】

日進市市民参加及び市民自治活動条例

1 日進市自治基本条例（平成19年10月施行）

国や県との適切な役割分担のもと、市民参加、協働を柱とする「市民主体の自治」の実現を目指し制定。

2 日進市市民参加及び市民自治活動条例（平成24年10月施行。以下「市民参加条例」という。）

自治基本条例の規定に基づき、推進の柱となる「市民参加」と「協働」について必要なルールを定めるために制定。

（1）市民参加

附属機関等、ワークショップ、パブリックコメント、意向調査、説明会等、その他※2つ以上実施する。

○必要となる事項（市民参加条例第7条第1項）

①基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

※①は手続きとしてパブリックコメントが必須

②次のいずれかに該当する内容の条例の制定又は改廃

- ・市政に関する基本方針
- ・市民に義務を課す
- ・市民の権利を制限する

③市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

④広く市民の公共の用に供される施設の設置等についての基本計画等の策定
又は変更

○上記①～④に該当しなくても、努力義務が市の執行機関に課されている。

（2）協働

共催、実行委員会、事業協力、指定管理者、業務委託、情報交換・情報提供、補助・助成

【議題（2）日進市自治基本条例について＜諮問事項2＞】

市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について

3 日進市自治推進委員会による協議及び評価

- ・自治基本条例の遵守及び見直し、並びにその他自治の推進に関する重要事項の調査審議（日進市自治推進委員会条例第2条）。
- ・市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の協議及び定期的な評価（市民参加条例（以下「条例」という。）第27条）。

4 第3期（平成24～25年度）自治推進委員会

条例に規定する定期的な評価方法についての答申（平成26年1月31日）

（1）市民参加の評価方法について

現時点では、市民参加手続の対象事項の手續が2つ以上 の方法で実施されているかを、当該年度の実施予定及び前年度の実施状況等の取りまとめを基に確認する。

ただし、数年後においては、対象事項の性質や市民への影響、市民の関心度を考慮して、目的に応じた有効で最も効果的と思われる手續の組み合わせや質についても検証できるよう整理を進める必要がある。

※市民参加手続の実施予定及び実施状況については毎年度公表（条例第9条）します。

（2）市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価方法について

条例第21条の規定に基づき、市の執行機関が行うべき支援等についての評価とするとが、評価指標を定め、あわせて検討・評価していく必要がある。

ただし、今後は、テーマ型と地縁型のコミュニティなど対象に応じた支援等の整理のほか、市の執行機関の施策だけではなく、複数年かけて市民自治活動の状況把握を進めるとともに、市民が市民自治活動の状況を把握できる基礎となるような定量的な指標のほか、定性的な指標の設定に努めていただき、あわせて検討・評価していく必要がある。

5 第4期（平成26～27年度）自治推進委員会

諮問（平成26年10月31日付け26日企第660号「条例第27条の規定に基づく定期的な評価について」）に基づく協議。

（1）市民参加の評価について

（2）市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価について

6 5 (1) 市民参加の評価について

※今年度については、第4回【平成27年6月19日開催】にて報告済

(1) 評価の手法

①市民参加手続実施の確認

毎年4月以降に実施する「当該年度実施予定及び前年度実施状況」の取りまとめを基に、市民参加手続が2つ以上 の方法で実施されているかを確認。

②手続の組み合わせや質についての検証にあたって

- ・市から市民への一方通行に近い手続の組み合わせが行われている場合、偏らないように周知を行う。
- ・今後、質の検証を行っていくにあたり、手續の実施方法について定期的に周知を図り、一つ一つの手続きについての再確認をしてもらう。

7 5 (2) 市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価について

(1) 評価の手法（案）

①評価項目

条例第21条第1項各号に掲げられる施策ごとに、施策の概要、前年度の実施実績、課題等、当年度の実施予定等を確認し、評価する。

②施策の実績の確認

【別添補助資料】のとおり。